

平成 25 年第 4 回
美唄市議会定例会会議録
平成 25 年 12 月 13 日（金曜日）
午前 10 時 00 分 開議

◎議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 委員長報告
1 議案第 59 号 美唄市延滞金徴収条例の一部改正の件（総務・文教）
2 議案第 60 号 美唄市火災予防条例の一部改正の件（総務・文教）
3 議案第 61 号 美唄市後期高齢者医療に関する条例及び美唄市介護保険条例の一部改正の件（産業・厚生）
4 議案第 62 号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件（消費税関係条例等審査特別）
5 議案第 63 号 平成 25 年度美唄市一般会計補正予算（第 6 号）（予算審査特別）
6 議案第 64 号 平成 25 年度市立美唄病院事業会計補正予算（第 1 号）（予算審査特別）
第 3 議案第 65 号 美唄市教育委員会委員任命の件
第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦の件
第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦の件
第 6 意見書案第 20 号 子宮頸がん予防ワクチンの接種の慎重な検討と重篤な副反応の被害者救済を求める意見書

- 第 7 意見書案第 21 号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書
第 8 意見書案第 22 号 学生の学費負担軽減、奨学金の拡充を求める意見書
第 9 意見書案第 23 号 空き家対策に関する意見書
第 10 意見書案第 24 号 小規模企業基本法（仮称）の早期制定を求める意見書
第 11 意見書案第 25 号 2014 年及び 2015 年の北海道後期高齢者医療の保険料値上げに反対する意見書
第 12 意見書案第 26 号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書
第 13 意見書案第 27 号 2014 年度地方財政の確立を求める意見書
-

◎出席議員（14 名）

議 長	内馬場 克 康 君
副議長	五十嵐 聡 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
4 番	丸 山 文 靖 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
12 番	小 関 勝 教 君
13 番	土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	市 川 厚 記 君
市 民 部 長	竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	山 崎 一 広 君
経 済 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総 務 部 総 務 課 主 査	平 野 太 一 君

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
教 育 長	早 瀬 公 平 君
教 育 部 長	伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇 君

農業委員会会長	西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長	吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員	山 口 隆 慶 君
監査事務局長	濱 砂 邦 昭 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	中 平 匡 司 君
次 長	三 上 忠 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9 番 金子義彦議員

10 番 高田正則議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第59号美唄市延滞金徴収条例の一部改正の件ないし順序6、議案第64号平成25年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）の以上6件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第59号及び議案第60号の以上2件について、高田総務・文教委員長。

●総務・文教委員長高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました議案第59号美唄市延滞金徴収条例の一部改正の件及び議案第60号美唄市火災予防条例の一部改正の件の以上2件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月10日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第59号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

延滞金について、市としてどの程度の収入を見込んでいるのか、また、収入実績については、との質疑に対し、延滞金の徴収については、生活状況等を勘案して、本則部分への充当を優先している実態にあり、延滞金収入を見込むことは厳しく、過去3年間に於いて収入の実績はないところである。との答弁がありました。

次に、議案第 60 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

条例中にある「住宅用防災警報器」について、これは、一般住宅に設置を義務付けられている火災警報器とは別なものなのか、との質疑に対し、住宅に設置が義務付けられている、いわゆる住宅用火災警報器として、住宅用防災警報器と住宅用防災報知設備があり、住宅用警報器については、各家庭の寝室あるいは階段等に設置していただき、火災を感知した警報器のみが警報音を発するものであるのに対し、住宅用防災報知設備は、感知器のほか、受信機、中継器、補助装置等が備わり、感知器とは別の部屋に設置している受信機が鳴動して火災を知らせるものである。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 59 号及び議案第 60 号の以上 2 件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 61 号について、小関産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長小関勝教議員(登壇) ただいま議題となりました議案第 61 号美唄市後期高齢者医療に関する条例及び美唄市介護保険条例の一部改正の件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12 月 10 日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第 61 号における質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

地方税法が改正され、国税徴収法の改正が起因していると思うが、市の条例改正に至るまでの構造について、との質疑に対し、市税条例の延滞金の改正については、国の地方税法改正に伴ったものであり、3 月に専決処分を行い、4 月の臨時会で承認をされた。

この度の改正についても、地方税法の改正に連動したものである。との答弁。

今回の改正により、延滞金の割合が上がったのか、との質疑に対し、納期限後 1 か月以内の延滞金の割合は、改正前が 4.3%、改正後は 3.0%となり、改正により下がることとなる。また、納期限後 1 か月を経過したものについても、改正前は特例措置が無く 14.6%となっていたが、改正後は 9.3%となり、同様に下がることとなる。との答弁。

また、これまで後期高齢者医療保険及び介護保険の保険料に対し、延滞金収入の実績はあるのか、との質疑に対し、過去 5 年間に於いて、延滞金を徴収した実績は無い、との答弁。

徴収の実績が無いということは、その延滞金がかかる滞納が無かったということになるのか、との質疑に対し、この保険料は、条例において対象となる保険料が 2,000 円未満、また、その延滞金が 1,000 円未満の場合は切り捨てることとなっており、もともと期別ごとの保険料が低額な方が多いため、延滞金の発生には至っていない。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 61 号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 62 号について、土井消費税関係条例等審査特別委員長。

●消費税関係条例等審査特別委員長土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 62 号消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件について、消費税関係条例等審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12 月 11 日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第 62 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

はじめに、今回の 30 件にわたる条例改正については、消費税の増税に伴い使用料・手数料を見直す内容であるが、増税分の転嫁、上乗せについては、地方自治体それぞれの独自の判断で行うのが基本と考えるところであり、消費税増税法成立以後の総務省からの要請等の内容とその取り扱いについての考え方について、また、通知があった以降における庁内の検討作業内容等、条例案提案に至るまでの具体的な経過について、との質疑に対し、国からは、10 月 8 日付で「消費税率（国・地方）の引き上げに伴う公共料金等の取り扱いについて」、また、12 月 4 日付で、「消費税率（国・地方）の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」という文書にて、消費税率引き上げに伴う対応について通知があったところである。

通知については、地方自治法に基づく「技術的な助言」となっているが、これは、過去、

通達という形で各自治体に通知されていたものが、地方分権の中で表現が変わったものであり、この通知文については、自治体運営上、十分尊重しなければならないものと考えていることから、市としては、10 月 8 日付の通知を受け、同月 21 日付けで消費税の転嫁に関する基本的な考え方の方針を定め、これに基づき庁内周知し、それぞれ課税取引になるものについては、消費税増率分を引き上げる条例改正の事務手続を進め、今回の提案に至ったものである。との答弁。

次に、国からの技術的な助言、消費税法の考え方も踏まえ、市財政が消費税増税分の支出も伴うことから、使用料・手数料等、その分の自己負担を市民に求めるという考え方がベースにあらうかと思うが、この改正による各会計における影響額について、との質疑に対し、市民負担の影響額について、平成 24 年度決算額をもとに算出したところ、一般会計では、指定管理者の収入となる部分も含め約 400 万円、水道事業会計では約 1,300 万円、工業用水道事業会計で約 11 万円、下水道会計については、下水道事業で約 1,200 万円、個別排水事業で約 60 万円、病院事業会計では、診断書等の発行に伴う影響額として、3 万 1,000 円程度と試算している。との答弁。

次に、公共料金の値上げ等、負担増による生活環境への影響については、市のすべての政策における大きな背景として、今後、考えていかなければならないものと思うが、このことを踏まえた平成 26 年度予算編成に向けた考え方について、との質疑に対し、来年 4 月からの消費税引き上げは、市民の皆さんにとって、非常に負担が大きいものと認識して

いる。これまでも、アンケート等による生活環境を含めた実態調査を行ってきているところであるが、今後の予算編成に当たっては、市民生活の実態を十分に踏まえなければならないものと考えており、あらゆる場面での市民意見を、まちづくりに反映させるよう努めていきたいと考えている。との答弁。

次に、美唄市農道離着陸場条例の改正における農道空港の指定管理について、今の時期の条例提案に至った具体的な経過・理由について、との質疑に対し、本市においては、平成 18 年度から指定管理者制度を順次導入しており、農道離着陸場についても導入を検討してきたところであるが、この施設は、道から譲渡を受けた土地改良財産であり、指定管理という運営形態が目的外使用に当たることから、導入に至らなかった経過がある。

しかし、昨年、北海道から指定管理自体に問題がない旨の回答を得たことから、指定管理を行える団体を調査した結果、管内において実際に施設を運営しているスカイスportsの愛好家の方々もいるほか、ここ 2、3 年、航空機利用が大幅に増えているなど、導入条件が整ったことから、兼ねてより懸案事項となっていた本施設の指定管理の条例改正の提案をさせていただいたものである。との答弁。

次に、サン・スポーツランド美唄条例の改正におけるゲートボール場の用途廃止について、老朽化等から廃止はやむを得ないものとするが、廃止後の草刈り対応等、今後の維持管理に向けた考え方について、との質疑に対し、サン・スポーツランド美唄については、現在、指定管理者に管理を委託していることから、草刈り等、環境整備については、今ま

でどおり指定管理者において行っていたほか、跡地利用については、テニス大会等の開催時における路上駐車等が問題になっていることを踏まえ、必要に応じて臨時駐車場等の利用を図っていくことを考えている。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 62 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 63 号及び議案第 64 号の以上 2 件について、五十嵐予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長五十嵐聡議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第 63 号平成 25 年度美唄市一般会計補正予算（第 6 号）及び議案第 64 号平成 25 年度市立美唄病院事業会計補正予算（第 1 号）の以上 2 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12 月 12 日、委員会を招集して審査いたしました。

はじめに、議案第 63 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

はじめに、介護基盤緊急整備等補助事業について、この施設の開設に伴い見込まれる地域の雇用創出はどの程度になると見込んでいるのか、また、デメリット面としての介護保険料の負担増の見込みについて、との質疑に対し、新設される施設については、社会福祉法人恵和会が設置するものであるが、既存施設、泰康のサテライトという位置づけであり、管理者あるいは介護支援専門員等は兼務でき

ることから、兼務以外では、介護職員、看護職員、生活相談員等で 20 名程度が見込まれるところである。

また、新設に伴う介護保険料の負担増については、現在、全くサービスを使っていない方が 29 名の定員いっぱいになると仮定した場合、月 200 円程度の値上がりになるものと考えている。との答弁。

次に、子育て支援センター管理事業について、厳しい経済状況の中、仕事を持つ子育て世帯の増加に伴い、開設当初に比べ利用者が減少しているものと認識しているところであるが、現状の利用状況について、との質疑に対し、子育て支援センターの利用状況については、出生数の低下に加え、母親の雇用の状況の影響により、24 年度において、利用者数は 1 日平均 24.6 人となっており、現在もその程度で推移しているところである。との答弁。

次に、子育て支援対策事業について、子ども・子育て支援新制度の概要及び保育システム等、システム改修以外の今後における具体的な取り組み内容について、との質疑に対し、子ども・子育て支援新制度については、3つの法律からなる「子ども・子育て関連 3 法」に基づく制度のことであり、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」という 3つの目的を達成するための事業計画の策定、実践を目指し、制定されたものである。

現在、子どもにかかわる行動支援については、次世代育成支援美唄市行動計画を策定し、実践しているところであるが、その評価と併せ、ニーズ調査の結果を踏まえた現状の課題

を事業計画に盛り込み、その対策に向けた協議が今後の主な取り組みになるものと考えている。との答弁。

次に、環境に優しいフィルターリユース事業について、企業の施設管理コストの大幅な削減につながるとあるが、リユースされる空調用フィルターとはどのようなものなのか、また、フィルターを改修・洗浄している期間に、新たなフィルターを購入することとなるのでは、コスト削減にはつながらないのではないか、との質疑に対し、ここでリユースされるフィルターは、大きな工場で使用している冷房用、空気清浄機等、いろいろな用途のフィルターがあり、例えば、トヨタ自動車北海道では、一本 4 万円ぐらいで、年間に 1 億から 2 億円のフィルターの交換を行っているが、これをリサイクルすると、大体一本 1 万円程度ということになり、大幅なコスト削減につながることをとる。

また、初年度は、新規購入により廃棄するフィルターを回収し、それを無償で洗浄し、使っていただくという作業を行うこととしており、それが取引につながることで、回転していくというような内容となっている。との答弁がありました。

次に、議案第 64 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

今回の車両購入については、寄附金を活用とのことであるが、この寄附金については、ふるさと応援寄附制度によるものなのか、また、病院で使用するに当たり、どのような用途で、どの程度の車両を予定しているのか、との質疑に対し、今回の寄付金については、ふるさと応援寄附金という形で 150 万円と 5

万円の2件、病院事業会計において受けたものである。

車両については、物品等の運搬、職員の利用という両面にわたって使えるワンボックススタイルで、維持費の安い軽自動車を検討している。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第63号及び議案第64号の以上2件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第59号及び議案第60号の以上2件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第59号美唄市延滞金徴収条例の一部改正の件**及び**議案第60号美唄市火災予防条例の一部改正の件**の以上2件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第61号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第61号美唄市後期高齢者医療に関する条例及び美唄市介護保険条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第62号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第62号消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第63号及び議案第64号の以上2件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 63 号平成 25 年度美唄市一般会計補正予算（第 6 号）**及び**議案第 64 号平成 25 年度市立美唄病院事業会計補正予算（第 1 号）**の以上 2 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 3、議案第 65 号美唄市教育委員会委員任命の件ないし日程の第 5、諮問第 2 号人権擁護委員候補者推薦の件の以上 3 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 65 号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、森田みちえ委員が 12 月 26 日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として引き続き森田みちえ氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、諮問第 1 号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、鈴木重孝委員が平成 26 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として引き続き鈴木重孝氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規

定により、議会の意見を求めるものであります。

次は、諮問第 2 号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、花井捷明委員が平成 26 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として引き続き花井捷明氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 65 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 65 号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案の通り**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました諮問第 1 号については、別にご発言もないようですので、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第 1 号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可**と決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました諮問第 2 号については、別にご発言もないようですので、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可**と決定されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第6、意見書案第20号子宮頸がん予防ワクチンの接種の慎重な検討と重篤な副反応の被害者救済を求める意見書ないし日程の第13、意見書案第27号2014年度地方財政の確立を求める意見書の以上8件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第20号及び意見書案第21号の以上2件について、3番、谷村知重議員。

●3番谷村知重議員(登壇) ただいま議題となりました意見書案第20号及び第21号の以上2件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンの接種の慎重な検討と重篤な副反応の被害者救済を求める意見書

ヒトパピローマウィルス(HPV)感染症については、本年4月1日から予防接種法の改正により、市町村がワクチンの定期接種を行っています。ところが、子宮頸がん予防ワクチンを接種した後、接種との因果関係が否定できない副反応事例が全国で多数発生し、5月16日開催の厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会では多数の副反応事例が医療機関から報告され、部会では健康被害の調査を行っている」と承知

しています。

また、厚生労働省は、6月14日以降、希望者には接種機会の確保を図るものの国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないよう勧告しました。

本市においては、本年4月以降、これまで延べ129名がワクチンを接種しておりますが、そのうち1名が接種後に体調不良を訴える事例が生じております。

厚生労働省が定期接種を進めてきた子宮頸がん予防ワクチンの副反応について、国民の不安が広がっていることは、危惧すべき重大な問題であり、厚生労働省の責任において、慎重かつ徹底した検討を行うとともに、早急に被害者への救済を講ずるべきです。

よって、国においては、国民の健康と安全を守るため、次の事項について、万全の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 重篤な副反応が報告されている子宮頸がん予防ワクチンの接種は、国の責任で、安全性などについて、慎重かつ徹底した評価検討を行うこと。
2. 国民に対し、適切な情報提供を行い、十分な説明責任を果たし、不安解消に万全を期すこと。
3. 任意接種を受けた者を含め、副反応の疑いのある被害当事者や保護者からの相談に応じる窓口を、地方自治体内などに早急に設置するべく措置を講ずること。
4. 副反応に対する治療方法の確立、被害者救済制度の十分な周知と早期の認定を進める

こと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 13 日

北海道美唄市議会

日本型直接支払制度の創設及び経営所得 安定対策等の見直しに関する意見書

今回、政府が示した「農政改革」において、農業・農村が果たしている多面的機能に対する支払制度が創設されたことは、環境保全や地域政策を重視する世界的な農政の潮流に即したものです。

しかし、地域共同活動の交付要件、地方自治体の財政負担、都府県に比べて低い北海道の交付単価などの課題も残されており、来年の通常国会での法制化に向けて、より一層の拡充が求められています。

一方、経営所得安定対策及び生産調整見直しでは、5 年後の生産数量目標の配分廃止をはじめ、米直接支払交付金の大幅削減、米価変動補填交付金の廃止などが強行され、生産現場に大きな混乱をもたらしています。

今回の見直しは、関税撤廃を原則とする TPP 交渉の年内妥結を前提とし、生産現場の実態や米計画生産の達成状況などが反映されておらず、生産者の不安を招いています。

平成 26 年度より実施される、価格と需給安定の要となる米直接支払交付金の半減は、米価暴落などで米の安定供給を危うくし、本道、又、美唄市の専業水田農家の所得減少を招くとともに、地域経済や関連産業等にも極めて深刻な打撃を与えることが危惧されます。

農業・農村地域の担い手である家族農業経営が将来にわたり安心して農業が続けられるよう、下記事項について十分配慮するよう求めます。

記

1. 日本型直接支払（多面的機能支払）制度における、地方自治体の財政負担を改め、全額国費で実施すること。

2. 我が国の水田農業の持続的発展を期するため、米の適切な国境措置の堅持、国による需給調整の実施、水田農家の所得確保などに十分配慮すること。

3. 国民の主食である米の価格と需給の安定を図るため、主要食糧法の趣旨を踏まえ、生産調整など適切な需給調整対策を政府の責任で果たすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 13 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおり承認いただきますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 22 号ないし意見書案第 24 号の以上 3 件について、13 番、土井敏興議員。

●13 番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 22 号ないし意見書案第 24 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

学生の学費負担軽減、奨学金の拡充を求める意見書

現在、若者にとって、奨学金の返済が大きな負担になっており、日本学生支援機構では、平成 24 年度末の滞納者は約 33 万人に達し、滞納額は約 925 億円となり、極めて大きな社会問題となっています。

本市においても、低所得ゆえに、奨学金返済に困窮している若者や、家庭が増加している現状にあり、その背景には、奨学金事業に対しての公的支出があまりにも少ないことがあげられます。

日本学生支援機構の平成 25 年度奨学金貸与事業費予算額 1 兆 1,982 億円のうち、一般会計借入金等はわずか 790 億円に過ぎず、資金の大部分が、民間の銀行や証券会社からの借り入れ、機構が売り出す債権などで占められており、奨学金のローン化、ビジネス化を招いています。

この問題の根本には、大学、専門学校等の入学金や授業料の学生負担が高すぎるものがあげられ、国立大学法人の初年度納付金が約 81 万円、私立大学法人に至っては約 120 万円から 150 万円であります。政府は昨年 9 月、中等、高等教育の斬新的無償化を定めた国際人権規約第 13 条 2 項(b)、(c)の留保を撤回しました。文部科学省中央教育審議会は「第 2 期教育振興基本計画策定に向け、OECD 諸国並みの公的支出を行うことを目指す。」と答申しています。これを速やかに実行に移し、奨学金問題を早急に解決するとともに、教育への公的支出を増額し、高い学費負担の抜本的解決を図ることが必要と考えます。

よって、国においては、下記事項について早急に実現するよう強く要望します。

記

1. 平成 26 年度以降、国立大学法人の授業料標準額を引き下げるための予算を措置すること。

2. 日本学生支援機構への政府支出を増額し、奨学金制度の充実強化、改善を図ること。

(1) 高校生、大学生、専門学校生向けの給付制奨学金制度を創設すること。

(2) 無利子奨学金の枠を増やすこと。

(3) 返還が困難な人に対し、返済猶予期間(5 年)を延長し、滞納者に対する延滞金(年利 10%)は見直すとともに、個人信用情報機関への登録及び債権回収会社を使った取立てはしないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 13 日

北海道美唄市議会

空き家対策に関する意見書

国が平成 20 年に実施した住宅・土地統計調査によると、賃貸用の住宅等を除き、長期にわたり人が居住していない空き家は、全国で約 268 万戸となっており、しかも、その後、増加の一途を辿って現在に至っています。

空き家が適切に管理されないまま放置されると、老朽化による建物の倒壊の危険性が高まるほか、景観の悪化や不審火、ごみの不法投棄等につながる恐れがあり、また、大規模

地震等災害発生時には、避難通路の閉塞や隣近所への延焼等が危惧されるところであります。

空き家の除却が進まない要因としては、空き家を更地にする場合、高額な解体費用がかかるうえ、その建物がなくなると土地に対する固定資産税が増額となることが指摘されています。

また、老朽化が進み、倒壊あるいは強風による建物の一部の飛散など、周辺に対する危険性の高い空き家については除却する必要があります。

本市においても、所有者が不明であったり、連絡が取れないなどの理由により、除却できず、その対策に困難性を極めているのが現状であります。

よって、国においては、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望します。

記

1. 建物の所有者に対し、適正管理を促すとともに、地方公共団体が、老朽化し危険性の高い空き家に対し、積極的な指導や除却ができるよう、所要の法整備を図ること。
2. 空き家の除却を進めるため、地方財政に配慮しつつ、空き家を自ら除却した所有者に対する固定資産税の課税方法の見直しを図ること。
3. 空き家の有効活用に向けて、財政支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 13 日

小規模企業基本法(仮称)の早期制定を求める意見書

平成 11 年の中小企業基本法の抜本的な改正により、国が講ずる中小企業施策の対象となる中小企業の規模の定義が見直された結果、国の中小企業施策は「大きな中小企業」を支援する方向に拡大されました。

これにより、我が国の 9 割を占め、我が国経済の根幹を担っている従業員が 20 人以下である零細及び小規模企業を対象とした具体的施策は、小規模事業者経営改善資金融資制度、小規模企業設備資金導入制度などに過ぎず、零細及び小規模企業の経営状況に応じた必要な施策が、適切に実施されてきたとはいえない状況でありました。

このような中、この度の同法改正では、小規模企業の事業活動の活性化を図る観点から、基本理念に小規模企業が地域経済の安定と経済社会の発展に寄与するという重要な意義を有すると規定するとともに、同法 8 条に小規模企業に対する中小企業施策の方針に関する規定を設けて、小規模企業の活性化に資する施策を充実するとしています。同法が個人事業者から従業員数が 300 人以下までの会社を、中小企業施策の対象としている現状を踏まえると、依然として、地域活性化及び地域人材雇用で貢献している、零細及び小規模企業に配慮した施策の実現は難しいものと考えざるを得ません。

よって、国においては、零細及び小規模企業にしっかりと焦点を当て、具体的施策を着

実には実現するため、零細及び小規模企業の支援に特化した、小規模企業基本法（仮称）を早期に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 13 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 25 号について、7 番、吉岡文子議員。

●7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 25 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

2014 年及び 2015 年の北海道後期高齢者医療の保険料値上げに反対する意見書

北海道後期高齢者医療広域連合は、11 月に開かれた北海道後期高齢者医療広域連合議会において、「これからまだまだ数字は変わる」と前置きしたうえで、来期の保険料試算として現行 1 人当たり保険料（67,242 円）を 11.05%上回る 74,675 円になることを明らかにしました。

現在の保険料設定に当たって北海道広域連合は被保険者の保険料抑制・負担軽減のために余剰金約 30 億円と 2011 年度の財政安定化基金の活用、2012 年度および 2013 年度の財政安定化基金積立予定額 84 億円のうち 81 億

3,000 万円を振り向けました。このような措置を講じて被保険者の負担を軽減することは喫緊の課題です。

北海道民の所得は年々減り続け、2011 年の平均所得は 300 万円（世帯）で全国 36 位となっています。厚生労働省の発表による 2012 年 9 月 30 日のデータによれば北海道の被保険者のうち実に約 60%が所得なし層（例：公的年金控除所得 120 万円以下）となっています。北海道民のこうした所得減の反映として 2013 年度の滞納被保険者数は 3,000 人を超えるまでになっており、この上保険料が値上げになれば高齢者のくらしに耐えがたい打撃となり、安心して医療を受けることはできなくなります。

よって、下記について強く要望します。

記

1. 国は財政安定化基金を積み増し 2014 年度及び 2015 年度の後期高齢者広域連合保険料値上げを抑制すること。

2. 北海道は積極的に財政安定化基金を積み増すとともに、国に対し財政安定化基金の積み増し、保険料軽減策を行なうことを求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 13 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明

を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 26 号及び意見書案第 27 号の以上 2 件について、1 番、倉本賢議員。

●1 番倉本賢議員 ただいま議題となりました、意見書案第 26 号及び第 27 号の以上 2 件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

利用者本位の持続可能な介護保険制度の 確立を求める意見書

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(プログラム法案)」を国会に提出しました。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなど盛り込んだ介護保険法改正案を平成 26 年通常国会に提出をめざすとしています。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっています。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう以下の点について強く要望します。

記

1. 要支援者を「新しい総合事業」に移行す

ることは、社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力などによって今まで以上に拡大する恐れがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。

2. 予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。

3. 一定所得以上者の介護保険利用料 2 割負担は、引き上げによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的・継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。

4. 特別養護老人ホームにおける補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の確実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。

5. 介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた施策を講じること。

6. 地域包括ケアシステムの推進にあたって、24 時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 13 日

北海道美唄市議会

2014 年度地方財政の確立を求める意見書

政府は、8 月 8 日に閣議了解された中期財政計画において、「地方の一般財源の総額については、平成 25 年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する」とされているものの、歳出特別枠の見直しなども言及しており、2014 年度予算編成に向けて地方交付税総額が削減される懸念があります。さらに、地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入など、地方交付税法の本旨に反する財政的な制裁措置の導入についても検討が進められています。

地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、子育て、医療、介護などの社会保障、限界集落・過疎化対策、環境対策、雇用対策やセーフティネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けてきました。政府は、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014 年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、次の事項について強く要望します。

記

1. 社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額

の実質的な確保をはかること。

2. 地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。あわせて、歳出特別枠は、実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換をはかること。

3. 2014 年度の地方財政においても巨額の財源不足が見込まれることから、別枠の加算について拡充するとともに、法定率の引上げなど抜本的な対策を行うこと。

4. 地方交付税の算定について「行革努力」、「地域経済活性化の成果」に応じた算定方式の導入や 2013 年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的な制裁措置の導入などについては、行わないこと。

5. 地方法人特別税・地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 13 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理

由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第 20 号ないし意見書案第 27 号の以上 8 件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第 20 号子宮頸がん予防ワクチンの接種の慎重な検討と重篤な副反応の被害者救済を求める意見書ないし意見書案第 27 号 2014 年度地方財政の確立を求める意見書**の、以上 8 件は原案のとおり**可決**されました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって平成 25 年第 4 回美唄市議定例会は閉会いたします。

午前 10 時 56 分 閉会

